

◎職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
  - (1) 職員の退職手当に関する条例（第1条関係）
  - (2) 一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）
  - (3) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（第3条関係）
  - (4) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第4条関係）
  - (5) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第5条関係）
  - (6) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場認定申請手数料を徴収することとした。（別表第6関係）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（別表第7関係）
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、(2)は令和元年12月21日から、1は令和2年6月21日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第19条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。（附則関係）

◎母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還の免除に関する条例（条例第18号）

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金の償還未済額の一部の償還の免除に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付金の償還の免除について定めることとした。（第2条関係）
- 3 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第3条関係）
- 4 施行期日

この条例は、令和元年11月1日から施行することとした。（附則関係）

◎地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 地域医療再生等臨時特例基金条例の有効期限を令和2年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎卸売市場条例を廃止する条例（条例第20号）

- 1 卸売市場条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、令和2年6月21日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第2項、第3項関係）

ア 岩手県収入証紙条例

イ 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例

◎岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 岩手県農政審議会に調査審議させる事項等を改めることとした。(第1条関係)
- 2 岩手県農政審議会の所掌を改めることとした。(第2条関係)
- 3 その他所要の整備をすることとした。(第2条関係)
- 4 施行期日

この条例は、令和2年6月21日から施行することとした。(附則関係)

◎流域下水道事業の設置等に関する条例(条例第22号)

- 1 流域下水道事業の設置について定めることとした。(第1条関係)
- 2 流域下種水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することとした。(第2条関係)
- 3 流域下水道事業の経営の基本について定めることとした。(第3条関係)
- 4 議会の同意を要する賠償責任の免除について定めることとした。(第4条関係)
- 5 議会の議決を要する負担付き寄附の受領等について定めることとした。(第5条関係)
- 6 流域下水道の構造の基準について定めることとした。(第6条関係)
- 7 流域下水道の終末処理場の維持管理について定めることとした。(第7条関係)
- 8 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第8条関係)
- 9 施行期日等

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 次に掲げる条例を廃止することとした。(附則第2項関係)

ア 岩手県流域下水道事業特別会計条例

イ 流域下水道条例

(3) 財政状況の公表等に関する条例の一部を改正することとした。(附則第3項関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 岩手県立宮古工業高等学校及び岩手県立宮古商業高等学校を廃止して岩手県立宮古商工高等学校を設置し、並びに県立高等学校の学科の設置及び廃止をすることとした。(第2条関係)

- 2 施行期日等

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 公安委員会がやむを得ないと認める事情があった場合の特定失効者等大型、中型又は準中型免許試験等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)
- 2 第一種又は第二種免許証再交付手数料の額を減額することとした。(別表第7関係)
- 3 道路交通法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。(別表第7関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(別表第7関係)
- 5 施行期日

この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。(附則関係)